

# 水春 ホットヨガ・スタジオ会則

## 第1章 〔総則〕

### 第1条 (名称と所在地)

本スタジオは水春ホットヨガ・スタジオ(以下、本スタジオ)と称します。

所在地は以下に置きます。

潮芦屋 SPA 水春 ホットヨガ・スタジオ(以下、芦屋店)：

〒659-0035 兵庫県芦屋市海洋町 10-2

草津湯元水春 ホットヨガ・スタジオ aina(以下、草津店)：

〒525-0067 滋賀県草津市新浜町 300 スポーツ&レジャー棟イオンモール草津

### 第2条 (運営・管理)

本スタジオの施設は株式会社ビーバーレコード(以下、会社)がその運営・管理にあたります。クレジットカードの利用明細には「株式会社ビーバーレコード」と表記されます。

### 第3条 (理念)

本スタジオは、会員様の精神的、肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員様に安価で充実したサービスと機能を提供します。

## 第2章 〔会員資格〕

### 第1条 (会員資格条件)

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 年齢が15歳以上(中学生を除く)の方、但し本スタジオが認めた方を除く
- 2) 本スタジオの審査基準を満たした方
- 3) 刺青・タトゥー(シール含む)をされていない方
- 4) 本会則・店内ルールを遵守される方
- 5) 過去に除名されたことがない方
- 6) 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方
- 7) 暴力団およびその関係者でない方
- 8) 医師等により運動を禁止されておらず、本スタジオ利用に支障がない方

### 第2条 (会員の種類)

個々の会員種別の詳細に関しては、細則・パンフレットに定めるものとします。

### 第3条 (入会手続き)

- 1) 原則入会后、3カ月の退会は出来ません。(月会員)

本スタジオに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い、本スタジオの承認を得るとともに、会社が定める入会金及び諸費用を払い込まなければなりません。種別変更手続きは第8条に定めま

す。

- 2) クレジットカード登録におけるカード名義人は、ご本人様、配偶者、2親等以内のご家族と法人名

義での登録に限ります。

### 第4条 (入場の禁止)

以下の方の入場を禁止します。

- 1) 本規約および本スタジオ諸規則を遵守しない方
- 2) 刺青・タトゥー(シール含む)をされている方
- 3) 暴力団およびその関係者の方
- 4) 医師等により運動を禁じられている方

- 5) 妊娠中の方
- 6) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疫病を有する方
- 7) 酒気を帯びている方
- 8) 本スタジオが不適切と認めた方
- 9) 年齢が15歳未満(中学生不可)の方、但し本スタジオが認める方を除く

第5条 (入会金)

入会金はいかなる場合も返還致しかねます。

第6条 (会員資格の停止および除名)

本スタジオは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 3カ月以上会費を滞納したとき
- 2) 本スタジオの施設を故意に毀損したとき
- 3) 他の利用者に迷惑となる物品や動物等を持ち込む方
- 4) 本会則、その他本スタジオの定める規則に違反したとき
- 5) 本スタジオまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- 6) 会費滞納を含め、過去に当社運営スタジオを除名となつたことがある方
- 7) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があつたときや、本スタジオの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認めた方

第7条 (会員資格の喪失) 会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 退会
- 2) 除名
- 3) 死亡
- 4) 本スタジオの閉鎖

第8条 (各種届出)

会員登録情報に変更が発生した際は下記に定める期限までに、ご本人様がご来店の上、本スタジオ所定の書面による手続きが必要になります。尚、電話・ファックスによる受付はございません。

- 1) 退会  
退会を希望される月の5日(休館時翌営業日)までにお手続きください。  
会費を滞納されている場合は、現金にて完納いただきます。
- 2) 種別変更  
変更を希望される月の前月5日(休館時翌営業日)までのお手続きで翌月1日より適用をいたします。変更には事務手数料1,100円(税込)が必要です。
- 3) その他の会員情報  
変更が発生しましたらメンバーサイトより変更のお手続きください。

第9条 (会員資格の譲渡)

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第3章 【会員の権利・義務】

第1条 (会員証)

本スタジオは会員に対し、メンバーサイトにてデジタル会員証を交付します。

第2条 (月会費)

- 1) 会員は細則に定める月会費を定められた期日までに本スタジオに納入する義務があります。
- 2) 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還いたしません。

- 3) 退会月までの月会費は会員の本スタジオ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。
- 4) 物価高騰等の諸事情により、会費改定をする場合がございます。
- 5) 月額利用料を滞納した場合は、他社に債権の譲渡をする場合がございます。

#### 第3条 (施設利用)

会員は本スタジオの施設を利用する場合は、フロントにて会員カードまたはスマートフォン画面の会員証を提示して頂きます。

※芦屋店は天然温泉開湯の為、入湯税 75 円がレッスン受講時、別途かかります。

※会員証(回数券を含む)をお忘れの場合、ヨガの受講・ヨガ特典(入浴+岩盤浴)の利用が出来ません。なお、当日の受付はレッスン開始時間の 15 分前で終了致します。時間を過ぎられますと受講頂けませんので、予めご了承くださいませ。

#### 第4条 (会員の事故)

- 1) 本スタジオ内および駐車場で発生した障害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本スタジオの施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害や怪我、体調不良等に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

### 第4章 【その他】

#### 第1条 (施設の閉鎖)

本スタジオは、次の場合スタジオ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。

- 1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき
- 2) 施設の改造または補修のとき
- 3) 法令の制定改廃などによるとき
- 4) 行政指導等によるとき
- 5) 経営上重大な理由のとき

#### 第2条 (その他)

本会則に定めない事項については会社がこれを定めるものとします。

#### 第3条 (改正)

本会則・細則の改正・変更は、本スタジオの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

#### 第4条 (附則)

本規則は 2024 年 8 月 1 日より施行いたします。

株式会社ビーバーレコード

潮芦屋温泉スパ水春

草津湯元水春